

不登校・傷ついた人々たちから。

不登校を知らない人々たちへ



●不登校校になったのはいつから
小学三年生のときからです。小学校入学のころからクラスの女の子に仲間外れにされ、いじめられて、しだいに学校も午前中だけあるいは午後だけといった具合になりました。後から知ったのですが、仲間外れは保育園の年長組のときから始まっていた。

●不登校校になったのはいつから
登校日の朝になると腹痛が始まり、もう学校へ行きたくなくなりました。もともと勉強は好き

●不登校校になったのはいつから
学校は不登校の私を病氣扱いにしていたみたいです。

●不登校校になったのはいつから
最初会ったときは口もきいてくれなかったんですが、「私も不登校だったんだよ」と話すと、彼らから話しかけてきました。きくと彼らは私の言葉で、自分のことを分かってくれる人と思っ

●不登校校になったのはいつから
学校は不登校の私を病氣扱いにしていたみたいです。

●不登校校になったのはいつから
最初会ったときは口もきいてくれなかったんですが、「私も不登校だったんだよ」と話すと、彼らから話しかけてきました。きくと彼らは私の言葉で、自分のことを分かってくれる人と思っ

●不登校校になったのはいつから
学校は不登校の私を病氣扱いにしていたみたいです。

●不登校校になったのはいつから
最初会ったときは口もきいてくれなかったんですが、「私も不登校だったんだよ」と話すと、彼らから話しかけてきました。きくと彼らは私の言葉で、自分のことを分かってくれる人と思っ

休息して、自分を暗く考えず、豊かな人生を

憲法で見る義務教育の解釈

憲法第26条では、義務教育を次のように唱っています。
『すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する』
『すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ』

○解釈 子どもは学校へ通う義務ではなく、学校教育へ参加する権利があり、親（保護者）は子どもを就学させる義務（子どもが学校へ行けるようにする）がある。つまり、子どもは保護者が就学させる義務を果たせば、学校へ行かねばならない義務が生まれるのではなく、学校へ行く権利を取得すると解釈できます。義務教育は子どもでなく、大人に課せられたものといえます。



か死ぬかと言っているときに、学校でどこじやなくなるし、親は子どもを守ることで精一杯になる。子どもが不登校になり、子どもの学ぶ場所がいらない所にあることに気付きました。子どもが不登校校になった親は、子どもへの価値観も変わります。二、三世紀は学力社会ではない時代になってほしい。

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

ここは癒しの場 不登校の子と向き合う大学生

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

取材先で拾った声①

□元教師
教員時代には理解できなかったことが、不登校の子どもたちを見ようになって分かってきました。いろんな子どもがいて当たり前なんですよ。「ちょっと勉強しようかな」「これ、教えてほしい」と言って不登校の子が少しづつ心を開き、わずかではあるが勉強意欲を見せたとき、子どもが一つのことを理解し、喜ぶ顔を見せたとき、何かうれいものを感じます。彼らは歩みは遅いけど、確実に前へ進んでいます。傷ついた子どもが元気になるには時間がかかります。そのことを分らないと不登校は前へ進みません。

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

●不登校校になったのはいつから
親たちは別の部屋で話をし合ったり、情報交換をしたりしています。

